

建設労働者緊急雇用確保助成金について

～建設労働者の雇用の確保や安定に取り組む事業主を支援します～

建設投資が低迷する中、公共事業についても減少していくことが見込まれており、このことが建設業者の倒産や多くの離職者の発生など建設労働者の雇用に影響を及ぼすことが懸念されています。

このため、建設事業主が建設労働者を継続して雇用しつつ、建設業以外の新分野の事業を開始し、当該事業に従事するために必要な教育訓練を行った場合や、建設業に従事していた労働者を、継続して雇用する労働者として雇い入れた他産業の事業主に対し、助成します。

建設業新分野教育訓練助成金

対象となる事業主

雇用保険の適用事業所の中小建設事業主

支給要件

- ① 建設業以外の事業（新分野事業）を新たに開始すること。
- ② 雇用する建設労働者を新分野事業に従事させるために必要な教育訓練（OFF-JTに限る。）の実施に関する計画を作成し、当該計画に基づき、有給で行うこと。
- ③ 教育訓練の対象者は、教育訓練の開始前1年間以上継続して雇用されている建設労働者（被保険者）であって、教育訓練の終了後、引き続き雇用されること。 など

支給額

①及び②の合計額を支給します。

- ① 教育訓練に要した経費の2/3（1日当たり20万円、60日分を限度）
- ② 教育訓練を受けさせた労働者1人につき日額7,000円（上限。60日分を限度）

支給手続

- 教育訓練を開始する日の2週間前までに、労働局等に訓練計画を届け出ることが必要です。
- 助成金の支給申請は、教育訓練が終了した日（賃金締切日が定められている場合は直後の賃金締切日）の翌日から1か月以内に行ってください。

建設業離職者雇用開発助成金

対象となる事業主

雇用保険の適用事業所の事業主で建設事業を営んでいない事業主

支給要件

- ① 次のいずれかに該当する45歳以上60歳未満の建設業離職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者（被保険者）として雇い入れること。
ア 建設事業を行う事業所において、建設業に従事していた者
イ 建設事業を行っていた個人事業主又は同居の親族のみを使用する事業主
- ② 資本金、資金、人事等の状況からみて建設業離職者を雇用していた事業主と密接な関係にある事業主ではないこと。 など

支給額

建設業離職者の雇入れ1人につき、事業主の規模に応じて、次の額を雇入れから6か月経過後及び1年経過後に半額ずつ支給します。

企業規模	6か月後	1年後	合計
中小企業事業主	45万円	45万円	90万円
中小企業事業主以外の事業主	25万円	25万円	50万円

支給手続

- このほかの支給要件等については、労働局等に事前にご確認ください。
- 助成金の支給申請は、雇入れ日から6か月経過日の翌日から1か月以内に行ってください。



★詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください★

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク（公共職業安定所）